

令和7年12月5日

加東市議会議長 岸 本 眞 知 子 様

発議者 加東市議会議員

小 紫 泰 良

同

同

渡辺 知 真 一

加東市議会議員 大城戸聡子議員に対する懲罰動議

135条第2項

上記の議案を、地方自治法第84条及び加東市議会会議規則第161条の規定により、
別紙のとおり提出します。



加東市議会議員 大城戸聡子議員に対する懲罰動議

加東市議会議員 大城戸聡子議員は、令和7年12月4日午後2時から開催の産業厚生常任委員会の市民との意見交換会に際し、会議規則第91条第1項の規定により、「通院の為」との理由を付して委員長に欠席の届出を行った。

しかしながら委員会が市民との意見交換会を行った同時刻、大城戸聡子議員は公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会主催の講習会に参加しており、これは欠席届に記載の理由と異なるものである。

このような事実と異なる理由を付した欠席届を提出し会議等を欠席する行為は、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上を図る使命を有する議会議員として看過できない行為であるとともに、会議規則第152条に定める議会の品位を損なう行為である。

上記の理由から、大城戸聡子議員に対する懲罰を求める。